

番号	1、
項目	コロナ禍の下で、前年度と運用変更する理由を明らかにするとともに、令和4年度も前年、前々年実施したコロナ減免制度と同様に、任意の1カ月×12ヶ月（見込み金額）と前年度収入比較の運用とすること
<p>(回答)</p> <p>令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度につきましては、引き続き、令和4年の収入見込み額について、任意の1か月分の収入×12か月で算出することとしております。</p> <p>なお、令和3年中の収入がわかる書類の写しや、任意の1か月分の収入がわかる書類の写しの添付をお願いしております。</p> <p>また、収入額が確定した後に減免申請をされる場合につきましては、確定額が確認できる場合は、その金額をご記入いただくこととしており、令和4年度より申請書にその旨を追記しております。</p>	
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7997

番号	2、
項目	所得減少減免申請をコロナ禍の状況を鑑み、減免は申請月に関わらず、年度当初まで遡って適用すること。
<p>(回答)</p> <p>市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしています。なお、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、引き続き適正に実施してまいります。</p>	
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7997

番号	3、
項目	令和 3 年度住吉区内におけるコロナ感染した被用者の傷病手当金支給申請、支給額実績を明らかにしてください。また、区役所で申請受理できるよう運用改善を図ってください。事業主やフリーランスを含めた全ての国保加入者を支給対象とすること。
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険における傷病手当金制度は国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置により実施しています。</p> <p>国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず、給与を受けられない場合に支給することとしています。自営業者やフリーランスへの適用拡大については、今後の国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、傷病手当金支給申請書の受付については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、福祉局において郵送での受付としています。</p> <p>なお、大阪市では行政区ごとの新型コロナウイルス感染者数については、不当な差別・偏見に繋がる恐れがあるという考えから公表はしておらず、傷病手当金支給申請件数及び支給実績についても同様の取扱いとしています。</p>	
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	4、
項目	大阪市国保条例施行規則・附則 4 項で定めている、被保険者への傷病手当金制度を拡充すること
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険における傷病手当金制度は国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置により実施しています。</p> <p>国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず、給与を受けられない場合に支給することとしています。制度の拡充については、今後の国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	5、
項目	18歳未満の国保加入者の均等割り廃止を大阪市の責任で行ってください。
<p>(回答)</p> <p>子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されますが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。</p> <p>加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っております。</p>	
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7997